

# 新庁舎整備等に伴うさいたま市総合振興計画改定方針

令和4年7月

## 1 改定の趣旨

令和4年4月臨時会における「さいたま市役所の位置に関する条例」の改正を受け、「さいたま市総合振興計画基本計画」（計画期間：令和3年度～令和12年度）及び「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の改定を行うもの。

## 2 基本的な考え方

令和13年度を目途とする新庁舎の移転整備等が本市の都心地区の在り方や21世紀半ばを見据えた将来的な都市づくりの方向性に与える影響を調査・検討した上で、必要に応じて基本計画の見直しを行う。

## 3 改定の範囲

### （1）基本計画

新庁舎の移転整備等に伴い、基本計画に定める本市の将来都市構造や都市インフラに関する施策への影響を見極めた上で、その影響が及ぶ範囲の見直しを行う。

＜想定する見直し事項＞

- ①将来都市構造（さいたま新都心地区及び浦和駅周辺地区の目指す方向性など）
- ②第9章（都市インフラ）第1節（人を呼び込み交流を促す都市インフラ）

### （2）実施計画

新庁舎の移転整備等の実現に向けて、必要となる事業を実施計画に位置付ける。

＜想定する追加事業＞

- ①新庁舎の整備（基本計画策定、事業者選定）
- ②現庁舎地利活用の検討（利活用計画（骨子）作成）

## 4 改定の進め方

### (1) 基本計画

学識経験を有する者、関係団体の代表者、市民など、20人程度で構成する総合振興計画審議会を設置し、新庁舎の移転整備等に伴う本市の将来的な都市づくりの方向性に与える影響を調査した上で、その影響を踏まえた中長期の都市づくりの方向性を審議する。

### (2) 実施計画

令和4年度の年次改定において、PDCAサイクルに基づく改定事項と併せて、新庁舎の移転整備及び現庁舎地の利活用に必要な事業を実施計画に位置付ける。

## 5 今後の予定

### (1) 基本計画

令和4年7月	改定方針の決定
令和4年度中	総合振興計画審議会への諮問
令和5年度以降	総合振興計画審議会の答申 パブリック・コメントの実施 市議会への改定議案提出

### (2) 実施計画

令和4年7月	改定方針の決定
令和4年度中	市議会へ総合振興計画実施計画改定案の報告 (パブリック・コメントの実施) 計画改定